

平成30年

市議会11月定例会議案

掛川市



## 目 次

議案番号	件 名	頁
議案第 81 号	平成30年度掛川市一般会計補正予算（第4号）について	1
議案第 82 号	平成30年度掛川市一般会計補正予算（第5号）について	7
議案第 83 号	平成30年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	13
議案第 84 号	平成30年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）について	17
議案第 85 号	平成30年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）について	21
議案第 86 号	平成30年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について	25
議案第 87 号	平成30年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	29
議案第 88 号	平成30年度掛川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	33
議案第 89 号	平成30年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計補正予算（第1号）について	37
議案第 90 号	平成30年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第1号）について	41
議案第 91 号	平成30年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）について	45
議案第 92 号	掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	47
議案第 93 号	掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について	51
議案第 94 号	掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について	55
議案第 95 号	掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について	59
議案第 96 号	掛川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	69
議案第 97 号	土地の取得について	71
議案第 98 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市生涯学習センター）	73
議案第 99 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市美感ホール）	75

議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市文化会館シオーネ）	77
議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市総合福祉センター）	79

平成30年度掛川市一般会計補正予算（第4号）

平成30年度掛川市一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,450,884千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,764,680千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表地方債補正」による。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		千円 5,435,231	千円 195,039	千円 5,630,270
	2 国庫補助金	1,427,533	195,039	1,622,572
17 寄附金		662,800	100	662,900
	1 寄附金	662,800	100	662,900
18 繰入金		1,424,898	246,645	1,671,543
	1 基金繰入金	1,221,437	246,645	1,468,082
21 市債		4,369,800	1,009,100	5,378,900
	1 市債	4,369,800	1,009,100	5,378,900
歳 入 合 計		47,313,796	1,450,884	48,764,680

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,186,861	千円 2,129	千円 5,188,990
	1 総務管理費	4,336,780	2,129	4,338,909
3 民生費		14,688,876	8,022	14,696,898
	2 児童福祉費	7,672,046	8,022	7,680,068
6 農林水産業費		1,328,833	3,016	1,331,849
	1 農業費	434,134	756	434,890
	3 林業費	123,894	2,260	126,154
8 土木費		5,366,821	13,859	5,380,680
	4 都市計画費	2,275,125	6,359	2,281,484
	5 住宅費	357,772	7,500	365,272
9 消防費		1,554,937	839	1,555,776
	1 消防費	1,554,937	839	1,555,776
10 教育費		5,739,155	1,382,219	7,121,374
	2 小学校費	962,091	1,326,740	2,288,831
	3 中学校費	431,616	14,530	446,146
	4 幼稚園費	1,271,577	420	1,271,997
	5 社会教育費	951,861	7,342	959,203
	6 保健体育費	1,871,564	33,187	1,904,751
11 災害復旧費		168,282	40,800	209,082
	1 農林水産施設災害復旧費	74,979	15,900	90,879
	2 土木施設災害復旧費	93,303	24,900	118,203
歳 出 合 計		47,313,796	1,450,884	48,764,680

第2表 繰越明許費

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	教育施設空調設備設置事業	904,000



第3表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
台風災害対策資金利子補給金（平成30年度分）	自 平成 30 年度 至 平成 36 年度	1,971

第4表 地方債補正

1. 追加の部 (上段:補正前 下段:補正後)

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
教育債 (1,009,100増)	教育施設空調設備 設置事業 (1,009,100増)	0	証書借入	政府資金は指 定利率。その 他は5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	借入先の融資 条件に従う。 ただし、市財 政の都合によ り据置期間中 でも繰上償還 をなし又は償 還期限を短縮 し若しくは低 利債に借換え することがで きる。
		1,009,100			
合 計 (1,009,100増)		4,369,800			
		5,378,900			

平成30年度掛川市一般会計補正予算（第 5 号）

平成30年度掛川市一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ165,679千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,930,359千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

平成 3 0 年 1 1 月 2 1 日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		千円 20,510,213	千円 124,411	千円 20,634,624
	1 市民税	8,349,598	34,797	8,384,395
	2 固定資産税	9,482,848	80,281	9,563,129
	6 都市計画税	1,596,863	9,333	1,606,196
14 国庫支出金		5,630,270	6,179	5,636,449
	1 国庫負担金	3,958,697	4,350	3,963,047
	2 国庫補助金	1,622,572	1,829	1,624,401
15 県支出金		3,278,194	14,202	3,292,396
	1 県負担金	1,632,706	4,645	1,637,351
	2 県補助金	1,427,040	9,557	1,436,597
17 寄附金		662,900	500	663,400
	1 寄附金	662,900	500	663,400
18 繰入金		1,671,543	△43,069	1,628,474
	1 基金繰入金	1,468,082	△43,069	1,425,013
20 諸収入		2,665,336	63,456	2,728,792
	4 雑入	1,297,020	63,456	1,360,476
歳入合計		48,764,680	165,679	48,930,359

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 281,883	千円 △2,299	千円 279,584
	1 議会費	281,883	△2,299	279,584
2 総務費		5,188,990	15,614	5,204,604
	1 総務管理費	4,338,909	16,504	4,355,413
	2 賦課徴収費	525,309	4,269	529,578
	3 戸籍住民基本台帳費	263,367	△4,959	258,408
	4 選挙費	12,135	△157	11,978
	5 統計調査費	10,454	412	10,866
	6 監査委員費	38,816	△455	38,361
3 民生費		14,696,898	104,903	14,801,801
	1 社会福祉費	6,343,614	49,625	6,393,239
	2 児童福祉費	7,680,068	34,720	7,714,788
	3 生活保護費	657,543	20,558	678,101
4 衛生費		5,193,266	△17,634	5,175,632
	1 保健費	2,847,031	△8,864	2,838,167
	2 衛生費	372,779	△2,605	370,174
	3 清掃費	1,973,456	△6,165	1,967,291
6 農林水産業費		1,331,849	9,383	1,341,232
	1 農業費	434,890	13,588	448,478
	2 農地費	770,774	△79	770,695
	3 林業費	126,154	△4,126	122,028
7 商工費		1,230,052	22,714	1,252,766
	1 商工費	1,230,052	22,714	1,252,766
8 土木費		5,380,680	△7,959	5,372,721
	1 土木管理費	236,639	1,469	238,108
	2 道路橋梁費	1,790,484	13,000	1,803,484

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	4 都市計画費	2,281,484	△51,432	2,230,052
	5 住宅費	365,272	29,004	394,276
9 消防費		1,555,776	17,896	1,573,672
	1 消防費	1,555,776	17,896	1,573,672
10 教育費		7,121,374	23,061	7,144,435
	1 教育総務費	250,446	20,938	271,384
	2 小学校費	2,288,831	5,344	2,294,175
	3 中学校費	446,146	△7,079	439,067
	4 幼稚園費	1,271,997	△15,785	1,256,212
	5 社会教育費	959,203	12,399	971,602
	6 保健体育費	1,904,751	7,244	1,911,995
歳 出 合 計		48,764,680	165,679	48,930,359

第2表 繰越明許費

1. 追加の部

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 河川費	海岸防災林強化事業（大湊工区）	133,500

第3表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
市道掛川高瀬線道路改良工事（第二工区）	自 平成 30 年度 至 平成 31 年度	295,000
こうよの丘空調設備改修工事監理業務委託	自 平成 30 年度 至 平成 31 年度	2,500
こうよの丘空調設備改修工事	自 平成 30 年度 至 平成 31 年度	59,581



平成30年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,292千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,832,255千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		千円 893,896	千円 6,292	千円 900,188
	1 一般会計繰入金	773,896	6,292	780,188
歳 入 合 計		11,825,963	6,292	11,832,255

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 149,721	千円 6,292	千円 156,013
	1 総務管理費	108,049	6,095	114,144
	2 徴税費	36,989	197	37,186
歳 出 合 計		11,825,963	6,292	11,832,255



平成30年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ275千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,194,454千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 284,059	千円 275	千円 284,334
	1 一般会計繰入金	284,059	275	284,334
歳入合計		1,194,179	275	1,194,454

# 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 32,456	千円 275	千円 32,731
	1 総務管理費	27,894	275	28,169
歳 出 合 計		1,194,179	275	1,194,454





平成30年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度掛川市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,357千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,561,363千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 1,950,103	千円 1,097	千円 1,951,200
	1 国庫負担金	1,563,959	959	1,564,918
	2 国庫補助金	386,144	138	386,282
5 支払基金交付金		2,422,522	1,294	2,423,816
	1 支払基金交付金	2,422,522	1,294	2,423,816
6 県支出金		1,351,647	593	1,352,240
	1 県負担金	1,298,053	599	1,298,652
	2 県補助金	53,594	△6	53,588
8 繰入金		1,445,434	1,373	1,446,807
	1 一般会計繰入金	1,408,159	195	1,408,354
	2 基金繰入金	37,275	1,178	38,453
歳入合計		9,557,006	4,357	9,561,363

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 205,982	千円 1,469	千円 207,451
	1 総務管理費	57,355	△1,401	55,954
	2 徴収費	14,396	△2,746	11,650
	3 介護認定審査会費	134,231	5,616	139,847
2 保険給付費		9,218,860	2,888	9,221,748
	1 保険給付費等諸費	8,813,142	4,795	8,817,937
	2 地域支援事業費	405,718	△1,907	403,811
歳 出 合 計		9,557,006	4,357	9,561,363



平成30年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）

平成30年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,277千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,994千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		千円 1,115	千円 1,277	千円 2,392
	1 繰越金	1,115	1,277	2,392
歳入合計		25,717	1,277	26,994

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 簡易水道費		千円 21,380	千円 1,277	千円 22,657
	1 簡易水道費	21,380	1,277	22,657
歳 出 合 計		25,717	1,277	26,994





平成30年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,072千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,799,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 146,200	千円 0	千円 146,200
	1 国庫補助金	146,200	0	146,200
4 繰入金		1,184,670	348	1,185,018
	1 一般会計繰入金	1,184,670	348	1,185,018
5 諸収入		24,959	△4,920	20,039
	3 雑入	24,957	△4,920	20,037
6 市債		820,400	△2,500	817,900
	1 市債	820,400	△2,500	817,900
歳入合計		2,806,334	△7,072	2,799,262

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 公共下水道事業費		千円 1,647,408	千円 △3,775	千円 1,643,633
	1 下水道建設事業費	1,071,299	△11,018	1,060,281
	2 下水道管理費	576,109	7,243	583,352
2 公債費		1,158,826	△3,297	1,155,529
	1 公債費	1,158,826	△3,297	1,155,529
歳 出 合 計		2,806,334	△7,072	2,799,262

第2表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
掛川・大東・大須賀浄化センター施設運転管理業務包括委託	自 平成 30 年度 至 平成 35 年度	953,663

平成30年度掛川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度掛川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ605千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ256,852千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 179,232	千円 △605	千円 178,627
	1 一般会計繰入金	179,232	△605	178,627
歳入合計		257,457	△605	256,852

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		千円 128,511	千円 △602	千円 127,909
	1 施設管理費	128,511	△602	127,909
2 公債費		128,846	△3	128,843
	1 公債費	128,846	△3	128,843
歳 出 合 計		257,457	△605	256,852





平成30年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ802千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松 井 三 郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		千円 91,548	千円 △802	千円 90,746
	1 一般会計繰入金	91,548	△802	90,746
歳入合計		183,432	△802	182,630

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 浄化槽設置推進事業費		千円 137,819	千円 △800	千円 137,019
	1 浄化槽管理費	137,819	△800	137,019
2 公債費		45,563	△2	45,561
	1 公債費	45,563	△2	45,561
歳 出 合 計		183,432	△802	182,630



平成30年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ15千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,885千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 2,900	千円 △15	千円 2,885
	1 一般会計繰入金	2,900	△15	2,885
歳入合計		2,900	△15	2,885

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 工業用地整備事業費		千円 2,900	千円 △15	千円 2,885
	1 工業用地整備事業費	2,900	△15	2,885
歳 出 合 計		2,900	△15	2,885

第2表 債務負担行為補正

1. 追加の部

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
大坂・土方工業用地整備事業 用地買収	自 平成 30 年度 至 平成 31 年度	219,000
大坂・土方工業用地整備事業 物件補償	自 平成 30 年度 至 平成 31 年度	70,200



議案第91号

平成30年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成30年度掛川市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成30年度掛川市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	3,095,838千円	△324千円	3,095,514千円
第2項 営業外収益	293,280千円	△324千円	292,956千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,942,180千円	△1,850千円	2,940,330千円
第1項 営業費用	2,775,361千円	△7,350千円	2,768,011千円
第3項 特別損失	16,567千円	5,500千円	22,067千円

第3条 予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額838,959千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額836,642千円」に、「過年度分損益勘定留保資金604,642千円」を「過年度分損益勘定留保資金602,325千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,341,064千円	△2,317千円	1,338,747千円
第1項 建設改良費	1,048,915千円	△2,317千円	1,046,598千円

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
職員給与費	201,678千円	△9,667千円	192,011千円

平成30年11月21日提出

掛川市長 松 井 三 郎



議案第92号

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の177.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第6条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては<u>100分の182.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略)</p>

第2条 掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)

第6条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の182.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

第6条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において議員が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第93号

掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部改正について

掛川市特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 (略) 3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 4 (略)</p>

第2条 掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。



改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(第1項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額、扶養手当月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 (略)</p>

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第94号

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（平成17年掛川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

第2条 掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(期末手当)	(期末手当)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、教育長がそれぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料及び扶養手当の月額並びに当該給料の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の掛川市教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。



議案第95号

掛川市職員の給与に関する条例等の一部改正について

掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）等の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市職員の給与に関する条例（平成17年掛川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定管理職員にあっては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）、12月に支給する場合には100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の42.5（特定管理職員にあっては、100分の52.5）、12月に支給する場合には100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>



別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	410,500	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	410,800	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	411,000	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	411,200	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	411,500	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	411,800	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	412,000	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	412,200	
94		294,900	342,600		393,300	412,500	
95		295,200	343,100		393,600	412,800	
96		295,600	343,500		393,800	413,000	
97		295,800	343,700		394,000	413,200	
98		296,100	344,100		394,300		
99		296,500	344,500		394,600		
100		296,900	344,800		394,800		
101		297,100	345,100		395,000		
102		297,400	345,500		395,300		
103		297,800	345,900		395,600		
104		298,100	346,300		395,800		
105		298,300	346,800		396,000		
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				

	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第2条 掛川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(期末手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額（規則で定める5種以上の管理職手当の支給を受ける職員（第34条及び附則第15項において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員</p>

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の42.5（特定管理職員にあっては、100分の52.5）、12月に支給する場合においては100分の47.5（特定管理職員にあっては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第11項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

（掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成21年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">号給</td> <td style="text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 特定任期付職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員である特定任期付職員を除く。以下同じ。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">号給</td> <td style="text-align: center;">給料月額</td> </tr> </table>	号給	給料月額
号給	給料月額				
号給	給料月額				

	円
1	<u>373,000</u>
2	<u>421,000</u>
3	<u>471,000</u>
4	<u>532,000</u>
5	<u>607,000</u>
6	<u>709,000</u>
7	<u>829,000</u>

2～5 (略)

(給与条例等の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」とする。

	円
1	<u>374,000</u>
2	<u>422,000</u>
3	<u>472,000</u>
4	<u>533,000</u>
5	<u>608,000</u>
6	<u>710,000</u>
7	<u>830,000</u>

2～5 (略)

(給与条例等の適用除外等)

第9条 (略)

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)」とあるのは、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170」とする。

第4条 掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第29条第1項、第30条第1項及び第31条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)」とあるのは「、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。第35条第1項において同じ。)及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第29条第1項中「規則で定める職員」とあるのは「規則で定める職員又は掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年掛川市条例第1号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)」と、給与条例第30条第1項中「第12条第1項の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第12条第1項の規定の適用を受ける職員又は特定任期付職員」と、給与条例第31条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>

(掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 掛川市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年掛川市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
附 則	附 則

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成31年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(行政職給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が6級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の掛川市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)及び第3条の規定による改正後の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の掛川市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の掛川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。



議案第96号

掛川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

掛川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井 三郎

掛川市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年掛川市条例第177号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(事業所) 第5条 水道事業の主たる事業所を <u>掛川市逆川422番地の1</u> に置く。	(事業所) 第5条 水道事業の主たる事業所を <u>掛川市長谷一丁目1番地の2</u> に置く。

附 則

この条例は、平成31年1月15日から施行する。

議案第97号

土地の取得について

次の土地を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び掛川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年掛川市条例第43号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

所在地番	地積及び地目	取得価格	契約の相手方
掛川市下垂木2243番1の一部	11,581.09㎡ 雑種地	288,854,447円	掛川市長谷一丁目1番地の1 掛川市土地開発公社 理事長 伊村 義孝



公の施設の指定管理者の指定について（掛川市生涯学習センター）

掛川市生涯学習センター条例（平成17年掛川市条例第157号）第11条第2項の規定により、掛川市生涯学習センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市生涯学習センター	掛川市大坂7373番地	公益財団法人掛川市 生涯学習振興公社 理事長 杉浦 靖彦	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで



公の施設の指定管理者の指定について（掛川市美感ホール）

掛川市美感ホール条例（平成17年掛川市条例第158号）第11条第2項の規定により、掛川市美感ホールの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市美感ホール	掛川市大坂7373番地	公益財団法人掛川市 生涯学習振興公社 理事長 杉浦 靖彦	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで





公の施設の指定管理者の指定について（掛川市文化会館シオーネ）

掛川市文化会館シオーネ条例（平成17年掛川市条例第160号）第12条第2項の規定により、掛川市文化会館シオーネの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井 三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市文化会館シオーネ	掛川市大坂7373番地	公益財団法人掛川市 生涯学習振興公社 理事長 杉浦 靖彦	平成31年4月1日から 平成32年3月31日まで



公の施設の指定管理者の指定について（掛川市総合福祉センター）

掛川市総合福祉センター条例（平成20年掛川市条例第22号）第11条第2項の規定により、掛川市総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定する。

平成30年11月21日提出

掛川市長 松井三郎

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
掛川市総合福祉センター	掛川市掛川910番地の1	公益社団法人掛川市シルバー人材センター 理事長 和田輝夫	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで